

■ 地区計画の区域内における建築物の制限

建築基準法第 68 条の 2 第 1 項の規定に基づき、「いわき市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例」が平成 28 年 9 月 1 日から施行されました。

○ 建築物等に関する事項

地区計画	位置	事項※	内容※
1 平上荒川住宅団地 地区計画	平上荒川字後沢及び、 字五郎内の各一部、 内郷小島町服部沢の一部、 明治団地の一部	用途の制限	一戸建て住宅 (兼用住宅を含む)
2 平中山住宅団地 地区計画	平中山字柿ノ目の一部	容積率	10 分の 8 以下
3 四倉町上仁井田 住宅団地地区計画	四倉町上仁井田字岸前 の一部	建蔽率	10 分の 5 以下
4 平幕ノ内住宅団地 地区計画	平幕ノ内字水穴、字田中、 字西田、字大内、字高田 及び字我曾内の各一部	敷地面積の 最低限度	165㎡
5 渡辺町洞住宅団地 地区計画	渡辺町洞字関田及び字勝 キ田の各一部	壁面の 位置の制限	1m 以上
6 平泉崎住宅団地 地区計画	平泉崎字砂田及び 字下百目木の各一部	高さの最高限度	<ul style="list-style-type: none"> ・地盤面から 10m ・前面道路の幅員 × 1.25 ・前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離 × 1.25 + 5m
7 常磐上矢田町住宅 団地地区計画	常磐上矢田町湯草田 及び町田の各一部		
8 好間町上好間住宅 団地地区計画	好間町上好間字大堰、 字内ノ草、字岩穴及び 字今宿の各一部		

※1.2.3.4.5.6.7.8.地区計画の事項、内容は共通です。

地区計画	位置	事項	内容
9 岩間町小原 地区計画	岩間町小原の一部	用途の制限	<ul style="list-style-type: none"> ・一戸建て住宅(兼用住宅を含む) ・店舗、飲食店等のうち、その用途に供する部分の床面積の合計が 150 ㎡以内のもの (3階以上の部分をその用途に供するものを除く。) ・事務所、倉庫業を営まない倉庫でその用途に供する部分が 150 ㎡以内のもの (3階以上の部分をその用途に供するものを除く。) ・診療所、公民館、地区集会所 ・巡査派出所、公衆電話所などの公益上必要な建築物
10 いわきアカイテクノ パーク地区計画	平赤井字畑子沢の一部		法別表第 2(わ)項第 2 号から第 8 号までに掲げる建築物(物品販売業を営む店舗でその用途に供する部分の床面積の合計が 1,000 ㎡未満のものを除く。)以外の建築物

地区計画	位置	地区	事項	内容
11 いわき駅北口地区計画	いわき市平 字白銀町、 字田町、字 柳町、字旧 城跡、字番 匠町の各一 部の区域	A地区 B地区	用途の制限	(1) 共同住宅(20戸以上に限る) (2) 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもので、その用途に供する部分の床面積の合計が1万㎡以内のもの (3) 事務所 (4) ホテル、旅館 (5) 病院、診療所 (6) 老人ホーム、保育所、福祉ホーム、老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの (7) ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設 (8) 学校、大学、高等専門学校、専修学校、各種学校 (9) カラオケボックスその他これらに類するもの (10) 自動車車庫
			敷地面積の最低限度	1,000㎡
		C地区	(1) 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもの (2) 事務所 (3) 老人ホーム、保育所、福祉ホーム、老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの (4) 学校、大学、高等専門学校、専修学校、各種学校	